

平成30年度 文教委員会資料②

【所管事務の調査（報告）】

町名変更の手續に関する事務取扱いについて

資料1 町名変更の手續に関する事務取扱いについて

資料2 町名変更の手續に関する事務取扱要領

資料3 川崎市住居表示懇談会開催運営等要綱

市 民 文 化 局

(平成30年5月24日)

町名変更の手續に関する事務取扱いについて

1 背景・目的

本市では、昭和39年から住居表示・土地区画整理による町名・町界の整理に伴い、地方自治法第260条の規定による町名の変更等を実施してきました。

住居表示等による町名の変更等については、住居表示に関する法律等で一定の手續が明確化されています。

一方で、告示上の読み方を変更するなど住居表示等によらない町名の変更等については、町内会からの相談や議会で取り上げられたことがありましたが、手續についての定めがなく、明確化されていませんでした。

町名の変更は、地域住民全体に影響するものであり、住民要望の把握や地名に関する専門的な意見聴取を含めた厳正な手續が必要であるため、住居表示等によらない町名変更の手續に関して事務取扱いを定めるものです。

2 根拠法令等

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条

○市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

(2) 町名の読み方を変更する場合の国の見解

○(現在の町名を定めた際ふりがなをふって告示している場合には、)その読み方は社会的にも普及しているものと考えられる。これを変更するのであるから町の名称の変更として取扱い、その処分にあたっては、ふりがなをつけて行うべきである。

(したがって、町名の読み方を変更する場合には)自治法第260条の規定による手續が必要である。〈総務省行政局振興課/回答〉

3 町名変更の対象

○地域住民から変更を求めることができる対象としては、町名変更(読み方の変更を含む。以下同じ。)とし、住居表示実施に伴う町名の変更は対象外とします。(住居表示実施に伴う町名変更については、住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)等の規定により実施するものであるため)

4 町名変更の求めの要件

町名変更を求めるときは、町名変更の趣旨及び理由等を明確にした上で、次の3つの要件を満たす必要があります。

①町内会・自治会の総会等において町名変更に係る決議を得ること

地域住民全体に影響を及ぼすものであることから、重要な決定事項として「町内会・自治会の総会等において町名変更に係る決議を得る」必要があります。

②当該区域の地域住民及び事業者に対して、町名変更に係る周知を図り、当該地域住民の一定程度の同意を得ること

掲示・回覧等により当該地域住民及び事業者へ十分に周知され、かつ15歳以上の地域住民から町名変更に同意する署名を一定程度(4分の1以上)収集することが必要です。

③当該区域において、町名変更の求めに対する顕著な反対運動等が認められないこと

「反対運動等」の例として、町名変更に反対する立て看板、のぼり旗、署名活動及び抗議電話等が考えられます。

5 町名変更の手續フロー

町名変更の求め

趣旨及び理由等を記載した町名変更要望書に、①町名変更に係る決議についての町内会・自治会の総会等の議事録等の写し、②地域住民から得た町名変更に同意する署名(4分の1以上)の原本又は写しを添付して市へ提出します。
(周知のため掲示・回覧したチラシ等もあれば併せて添付)

調査

必要に応じて、当該区域への視察並びに町内会・自治会の役員等への聞き取りを行い、町名変更への顕著な反対運動等が認められないことを確認します。

住居表示懇談会委員への意見聴取

○申請者から求めがあった町名変更に関して、懇談会の委員から意見を聴取します。
○委員の構成は、学識経験者(地名研究所、大学教授等)3名、関係機関等(法務局、市警察部、郵便局)3名を予定しています。

町名変更の適否の通知

要望書等の内容、調査の結果及び住居表示懇談会の委員の意見をふまえ、町名変更の適否を申請者に書面で通知します。

適

議会へ議案提出 ※

町名変更について議案として議会へ提出します。

町名変更等に関する告示 ※

議案の可決後、すみやかに町名変更を告示し、併せて市政だより等で広報します。

町名変更等の施行 ※

告示の約1か月後、町名変更を実施します。

※は、これまでの住居表示に伴う手續と同様となります。

町名変更の手續に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の規定により本市の町の名称を変更（住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2の規定による変更を除く。）しようとする場合の手續きに関して、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町名変更 本市の区域内の町の名称（読み方を含む。）を変更することをいう。
- (2) 地域住民 当該区域内の町に住所を有する者をいう。
- (3) 町内会・自治会 一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っているものと認められるものをいう。

(町名変更の求め)

第3条 地域住民は、市長に対して当該地域の町名変更を求めるときは、次に掲げる事項を満たすよう努めるものとする。

- (1) 町内会・自治会の総会等において町名変更に係る決議を得ること
- (2) 当該区域の地域住民及び事業者に対して、町名変更に係る周知を図り、当該地域住民の一定程度の同意を得ること
- (3) 当該区域において、町名変更の求めに対する顕著な反対運動等が認められないこと

2 前項の町名変更の求めは、趣旨及び理由等を記した町名変更要望書（第1号様式）に、同項第1号及び第2号の事項を証する書面を添付して行わなければならない。

(適否の通知)

第4条 市長は、前条の規定による町名変更の求めを受けた場合は、必要な調査を行うとともに、住居表示懇談会の委員の意見を聴き、当該町名変更の適否について地域住民に

通知するものとする。

2 前項の通知は、町名変更適否通知書（第2号様式）によるものとする。

附 則

この要領は、平成30年5月7日から施行する。

第1号様式

平成 年 月 日

川崎市長

申請者名

町名変更要望書

町名変更の手續に関する事務取扱要領第3条の規定に基づき、次のとおり要望いたしますのでよろしくお取り計らい願います。

1 要望の趣旨

2 要望の理由

3 要望への反対運動等の有無

有 無

4 添付書類

(1) 町内会（自治会）総会の議事録の写し等

(2) 署名、配布・掲示したチラシ等

第2号様式

川市戸第 号
平成 年 月 日

様

川崎市長

町名変更適否通知書

平成 年 月 日付けで要望のありました町名変更について、次のとおり適否を
通知いたします。

結果

適している

適していない

理由（適していない場合）

川崎市住居表示懇談会開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市住居表示懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 市長は、住居表示等の推進に関し、次に掲げる事項について、懇談会の委員の意見を求める。

- (1) 住居表示の実施に関する事。
- (2) 町の区域又は名称の変更に関する事。
- (3) その他住居表示等の実施のために必要な事項に関する事。

(委員)

第3条 懇談会の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の開催)

第5条 懇談会は、市長が必要に応じて招集するものとする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課において処理する。

附 則

この要綱は、平成30年5月7日から施行する。